

日時	令和7年12月12日（金）	時間	13：30～15：00			
場所	北区役所 第一庁舎4階 第二委員会室	出席者	(委員) 9名 (事務局) 2名			
議事名	東京都北区特別職報酬等審議会					
会議概要						
<p>1. 各委員の紹介</p> <p>2. 会長及び会長職務代理選出</p> <p>3. 質問（事務局より質問書の読み上げ）</p> <p>1 東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額の適否について</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額の適否について</p> <p>3 区長の退職手当の額の適否について</p> <p>4 審議</p> <p>事務局より、「東京都北区特別職報酬等審議会条例第7条」に定める定足数については、9名の委員の出席により会議が成立する旨報告</p> <p>(1) 本審議会運営について</p> <p>①本審議会の公開について</p> <p>原則、非公開とすることで、全委員の意見一致。</p> <p>②議事録の公開について</p> <p>議事録要旨を公開することで、全委員の意見一致。</p> <p>③審議会の運営方針について</p> <p>委員の意見が賛否別れた場合は多数決にて決定することで、全委員の意見一致。</p> <p>(2) 質問について</p> <p>①議員報酬月額並びに区長・副区長・教育長及び常勤の監査委員の給与月額及び期末手当の改定について</p> <p>【事務局説明・提案】</p> <p>特別区人事委員会勧告の内容や、他区の状況等をふまえ、月例給は部長級（6級職）の改定率と同じ3.3%、期末手当は勧告通り0.05か月を引き上げる。</p> <p>【主な質疑や意見】</p> <p>(委員) 一般職の給料が上がれば、特別職も上げるのが通例であり、特別区人事委員会勧告に則り、事務局案の3.3%の引き上げ、また、物価上昇も3%程度という国の発表もあったことから、引き上げが妥当である。</p> <p>(委員) 23区の中で、北区の財政はどのような状況か。</p>						

(事務局) 今は詳細なデータを持ち合わせていないが、財政に余裕があるとは言えない状況である。今回は他区と比較しても一番低い引上率としている。

(委員) 民間企業でも利益の上がっていない企業では、役員報酬は上げていない。北区の財政状況が分からぬ状況で、23区との比較を言わざっても判断できない。

(委員) 23区は財源の均衡を図るため、財政調整制度が設けられている。

(委員) 月例給は、過去何十年もの積み重ねであり、今回は3.3%引き上げるが、他区よりやや低い引上率に抑えるということでよろしいか。

(事務局) 試算では3.3%引き上げると、23区の平均額に近づく。

また、財政状況の良し悪しではなく、ある程度23区で均衡を図ることも必要である。

(委員) 3.3%引き上げるのは、確かに物価が上昇しているが、民間企業の給料は上がってないと報道でも言われている。また、国会議員の歳費を上げる等の話がニュースで流れるたび、マスコミから叩かれていた記憶がある。区民の方が、他区も引き上げるから北区も引き上げましたで納得いただけるかは疑問である。

(事務局) 物価高騰や様々なサービスの価格が上がっている中で、区長含め職員の業務水準を保つために、一定程度の引き上げは妥当と考える。

(委員) 給与が上がったら当然期末手当も上がる。0.05月(1/20カ月)位は上げないと働く意欲が出てこない。先日のニュースで国家公務員のボーナスが70万円という報道があったように、おそらく報道機関も景気が良くなるようにと動いているのではないか。

【審議結果】

給与月額、期末手当とともに全委員の意見一致で提案とおりに決定。

施行は令和8年4月1日からと確認。

②地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額の適否について

【事務局説明】

まず、選挙管理委員の報酬についてやや割高という意見があり、前回の審議会において、月額を見直す提案をしたが、月額・日額併用制も検討してほしいとの意見があった。

月額・日額併用制の検討にあたっては、現状の月額報酬の半額を月額固定給とし、日額報酬については、北区の付属機関の委員報酬を参考に3パターンを試算した。

【主な質疑や意見】

(委 員) 選挙管理委員会については、渋谷区が月額・日額併用制、千代田区と新宿区は日額制、北区が日額制ではなく月額・日額併用制とした理由は。

(事 務 局) 日額は、当日の会議出席への報酬という意味合いが強い。主な活動状況は、月3回程度の選挙管理委員会への出席があり、選挙活動をしてはいけないなどの制約を設けているため、月額部分のベースはあった方がよいとの、前回の審議会でのご意見も踏まえた試算である。

(委 員) 政務活動費については、国では領収書がいらないと聞いているが、北区の対応は。

(事 務 局) 北区では、区議会事務局において領収書を確認、決裁しており、領収書のない支出があるようなことはなく、きちんと対応している。

(委 員) 政務活動費は使い切らなかった場合は返金しているか。

(事 務 局) 70%しか使っていなければ、30%返還していただく。

【審議結果】

・選挙管理委員の報酬は、減額していく方向で全委員の意見一致。

詳細は、次回以降の審議会で決定。

・政務活動費は、現状の水準を維持することで全委員の意見一致。

③区長の退職手当の額の適否について

【事務局説明】

前回の審議会で、区民及び区内企業アンケートを行うことを決定し、集計結果を説明。

【主な質疑や意見】

(委 員) 質問は、退職手当の額の適否についてだが、アンケート結果ではやや高いのではという結果が出ている。審議会としては、額の適否で言えば「高い」ということでさらに詳細な議論を行い、基本的には減額していく方向性でよろしいか。

(委 員) アンケート結果は、区民の皆さんのが気持ちで大事にしないといけない。また、北区の職員数は3,000人弱で、3,000人規模の会社の役員の退職金はどの位なのかというのには気になる。民間企業では、

かなりの退職金をもらっているはずですが、中小企業の場合だと30年40年務めた場合の退職金は1,000万円位かと思う。しかし、大企業だとその10倍20倍、アメリカの大企業の場合は、目が飛び出るくらいの金額をもらっている。しかし、区民の皆さん全員が大企業に勤めているわけではないと思うので、高いと思うのは当然である。

(事務局) 各区で退職手当にばらつきがあり、退職手当の計算式は同じだが、掛け合わす数値が違っている。また、民間企業の社長などでも同様の計算方法で、月額×功績率、それに年数をかけた計算式で退職金が支払われているケースが多い。

(委員) 退職手当の計算方法となるとまた難しい話になってくるが、基本的には減額する方向性ではどうか。しかしどんどん下げればよいという問題でもなく、それでは区長のなり手がいなくなってしまうことも危惧され、北区にとってもあまりよろしい事ではない。
退職手当の現状は23区と比較しても高いので引き下げる方向で検討するという事でよろしいか。

【審議結果】

区長の退職手当は、減額していく方向で全委員の意見一致。
詳細は、次回以降の審議会で決定。

その他

(委員) 教育委員と選挙管理委員の給与は同額だが、選挙管理委員の給与を減額するのであれば、教育委員の給与は見直さないのか。

(事務局) 選挙管理委員の給与の見直しは、活動状況を踏まえたもの。同じように教育委員の給与も減額してしまうと、活動状況に合わせた見直しにはならなくなってしまう。

(委員) 選挙管理委員の給与を一旦減額し、均衡を取ったうえで、また全体を見直していく議論はあるかもしれません。また、この議論は、選挙管理委員の給与は高いのではないかという町会・自治会からの意見が発端だったと思う。

(委員) 過去に、町会・自治会の関係者から、会議に出席した場合の報酬額を比べると、選挙管理委員の給与額は高いとの意見があった。

(委員) 選挙管理委員の定数は4人ですが、選挙管理委員の選出はどのように行っているのか。

(事務局) 選挙管理委員は区議会で決定しており、選出について区側には権限がありません。

5. 答申書（事務局にて答申書の作成、内容確認）

6. 答申

7. 事務連絡・閉会

次回審議会は、令和8年春頃の開催を予定。